

---

**QA31 濃縮果汁は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのですか。**

---

濃縮果汁のうち、運送用等の目的でのみ流通し、消費者等不特定の方に販売されるまでには、工場等で必ず希釈された状態に再加工されることが確実なもの等については、濃縮された状態で飲食に供される可能性はないため、原則として、濃縮率に基づいて果汁の状態に希釈した状態に基準値が適用となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日